

安衛法改正（個人事業者等関係）の主なポイントについて

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を保護や措置義務の主体として位置付け、災害防止のために注文者等や個人事業者等自身が果たすべき役割を整理

注文者による配慮

- ・注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等注文先の仕事の安全衛生を損なう条件を付さないよう配慮

R7（2025） 5.14 施行

全業種

1

元方事業者等の措置

- ・混在作業による連絡調整等の対象を個人事業者等にも拡大
- ・機械等や建築物の貸与先を個人事業者にも拡大

R8（2026） 4.1 施行

対象拡大

2

災害報告制度

- ・個人事業者等の業務上災害について、監督署に報告する制度を新設（電子申請原則義務化）

R9（2027） 1.1 施行

新設

3

個人事業者等自身による措置

- ・構造規格等を具備しない機械等の使用禁止
- ・機械等の定期自主点検の実施
- ・特別教育の受講

R9（2027） 4.1 施行

義務化

4

作業場所管理事業者による連絡調整等

- ・業種にかかわらず、危険又は有害な作業が混在して行われる場合の連絡調整等の実施を義務化

R9（2027） 4.1 施行

義務化

5

関連資料は
こちら →
(厚生労働省HPへ
リンクします)



建設現場で働く一人親方の皆様に知ってほしいこと

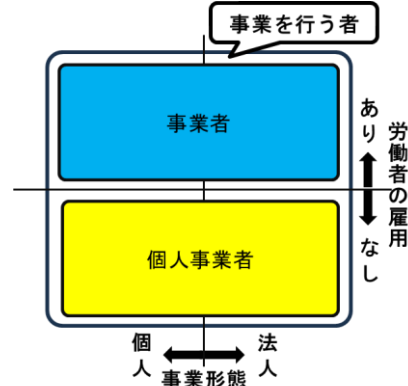
知ってほしい4つのポイント

- 安衛法第30条等に基づく統括管理の対象に労働者以外の作業従事者が含まれることが明確化されたことに伴い、以下の点に留意する必要があります。
 - ① 安全衛生責任者として統括安全衛生責任者との間の連絡等を行うこと
 - ② 元方事業者が開催する協議組織への参加
 - ③ 特定元方事業者が実施する連絡調整等の措置への協力 等
- 令和9年1月から、自身が被災した場合、特定注文者（直近上位の注文者）への報告が義務（罰則なし）となります。
- 令和9年4月から、構造規格を具備しない機械等の使用禁止、危険な機械等に対する定期自主点検の実施、特別教育の受講などが義務（罰則あり）となります。
- 一人親方の皆様に関連のある労働安全衛生関係法令の違反について、労働基準監督署への申告が可能となりました。

個人事業者（一人親方）の定義

《改正安衛法》

- 「個人事業者」は「事業者」には含まれない。
- 労働者を使用しているか、否かで、「事業者」と「個人事業者」に分かれる



統括管理の対象の明確化

